

お く た ま ち く か っ せ い か け い か く  
奥多摩地区活性化計画

東 京 都

平成19年8月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	奥多摩地区活性化計画
都道府県名	東京都
市町村名	奥多摩町
地区名( 1 )	奥多摩地区
計画期間( 2 )	平成19年度～平成23年度

<p>目 標 : ( 3 )</p> <p>都市住民との交流の促進による都市住民参加の森づくりを推進し、林業の振興と地域の活性化を図る。具体的な数値目標として、地域への入り込み客数として3.02%増加を目指す。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>奥多摩町は東京都の西北端に位置し、全域が秩父多摩甲斐国立公園内にあり、自然豊かな町である。面積は22,563haで、その内94%の21,161haが森林で占められている。東京都最高峰の雲取山をはじめとする標高1,000m以上の山岳に囲まれ、これらを水源とする多摩川及び日原川が町の中央を流れ、首都圏のオアシスとして親しまれており、都心から2時間で訪れることができるというアクセスの良さから、年間約170万人の観光客が訪れている。</p>
<p>現状と課題</p> <p>奥多摩町の21,161haの森林の内約50%が人工林となっており、かつて林業は当地域の基幹産業であったが、外国産材輸入による長期の木材価格低迷により、林業生産活動が低迷し、また次世代の森林の担い手についても不足し、手入れが行き届かない荒廃した森林が増大している。また、増えすぎたニホンジカによる造林木の食害により、森林の裸地化が進み、森林の持つ公益的機能が低下し、土砂流出、崩落の危険も懸念されている。</p> <p>一方で、近年森林の持つ国土保全、水源かん養及び保健文化的機能等「森林の持つ高度な公益的機能」に対する国民の関心が高まっている。さらに、地球温暖化防止にかかる京都議定書目標達成計画では、我が国に課せられたCO2削減目標6%のうち、3.9%を森林の吸収により確保することが期待されている。今後は、森林を国民の貴重な財産として、山村地域の市町村のみならず、国民全体で守り育て次世代に引き継いでいくという意識を醸成し、都市住民による林業体験・ボランティア活動等による森林整備を活用し、次世代を担う森林の担い手の育成を図りつつ、環境と融和した林業を推進し、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう森林整備を進めることが課題となっている。</p>
<p>今後の展開方向等( 4 )</p> <p>奥多摩町は全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、豊かな森林に囲まれた町である。現代のストレス社会においては、森林の持つ保健文化的機能である癒しの効果への期待が高まっており、奥多摩町では町内の豊かな森林資源を活用し、町全体を癒しの空間として、都市住民のやすらぎの場として親しんでもらう計画である。今回整備する施設については、ブナ、コナラ等の広葉樹ではなく、奥多摩町の森林の半分を占める人工林を利用して整備することで、人工林の新たな活用方法をPRすることができる。また、整備する施設については、地場産材を積極的に活用し、停滞している林業の活性化を図ることができる。</p> <p>森林内に都市住民が気軽に利用できる遊歩道及び広場を整備し、都市住民のレクリエーション、リハビリテーション及び環境学習を体験できる施設として利用してもらい、都市住民に森林に親しんでもらうことで、森林の公益的機能、森林整備の重要性を理解してもらい、国民全体で、森林を育む意識を高めてもらうとともに、来遊者の増加により新たな森林の活用方法による地域振興を図っていく。</p> <p>また、平坦な林内歩道、林内広場を整備することにより、高齢者をはじめとして都民の健康増進、介護予防、住民交流施設として活用し、「健康で長生きできる町」の実現と適正な森林の整備をめざす。</p>

## 【記入要領】

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業( 1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3)	備考
奥多摩町	奥多摩地区	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用施設)	奥多摩町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6)

入り込み客数の増加に当たっては、積極的なPR活動を展開するとともに、都の観光部局とも連携し、広域的な広報活動を展開することとする。具体的には、森林セラピー基地の認定取得、広報等への掲載及びホームページによるPR活動等を実施する。

#### 【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域( 1)

奥多摩地区(東京都奥多摩町)	区域面積 ( 2 )	22,563ha
区域設定の考え方 ( 3 )		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積22,563haのうち林地面積は21,161haで94%を占めている。		
法第3条第2号関係: 人口の減少(H12(7,714) H17(6,912)で10%減)、農林漁業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには、交流を進めることは必要不可欠な区域である。		
法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号ニ)

--

#### [記入要領]

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 ( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 ( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

活性化の目標達成を確かなものにするため、事業実施主体に対し事業を実施した翌年度から起算して1から3年目及び5年目に活性化計画で設定した目標の達成状況について報告させ、達成出来ていない場合は、改善計画報告書の提出を求める等の実施要領を定め指導及び助言を行う。また、5年目に費用対効果の再分析も行う。

### 【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。